



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：前田 博史
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費を含む)






パンデミック後の安全・安心な職場をめざして

航空の現場から

新型コロナウイルス感染症は、人々の心や体の健康に深刻な影響を与えています。およそ2年におよぶ職場の変化が何をもたらしているのでしょうか。経済活動を再開させようとするとき、職場の安全、健康へのリスク管理が重要です。NPO 法人「航空の安全・いのちと人権を守る会」の奥平隆さんに聞きました。

航空業界ではパンデミック後、各職場（職種）に様々なストレスをもたらしました。

パイロットの職場では、業務機会の減少により技量の低下が心配されています。一方で、国際線の貨物は急激にその需要が増加し、貨物便を担当する航空機のパイロットは、パンデミック以前より繁忙になりました。乗務機種ごとにライセンスの変更が求められるパイロットにとって、今後、国際線を含めた需要が本格的に復活し、飛行機が高稼働の状態に戻る場合、急激な変化によるストレスも想定され、健康を害するリスクが高まっている状態にあります。

技量維持の不安・生活不安

航空整備士の職場では、減便の影響により、主要空港に航空機が大量に停留し、これまでになかった特別な整備作業が求められ、繁忙を極めています。また、運航便数が少ないため、別の職場に移動させられるケースが相次ぎ、慣れない作業、初めての作業を強いられ、ストレスを受けている状況も報告されています。

さらに、パンデミックが2年近く継続する状況で、新人が十分な経験を積むことができずにいることも心配されます。（整備の）資格によっては、資格者が不足する現場で過剰な労働を強いられることが予想されます。

客室乗務員の職場では、コロナ前は月間乗務時間が80～90時間あり、（月間乗務時間の制限は100時間）、慢性的な疲労、過労状態が続いていました。

しかし、コロナ禍でその状況が一変。乗務時間が10時間程度に激減しました。このため、乗務手当も激減し、新人層は手取り15～16万円となりました。



各社の飛行機が大量に停留（第7回過労死防止学会資料より）

た。親から仕送りをしてもらったり、会社の無利子融資を受けたり、と生活不安がのしかかっています。技量維持への不安もあり、フライトのたびに緊張を伴う日々です。海外路線では労使協定を超えた休憩のない勤務パターンが続いています。

なお、乗務手当について、パイロットの場合は「50時間の保障制度（＝生活保障）」がある一方、客室乗務員の乗務手当は「出来高払い」になっているのです。これはジェンダー差別ともいえるべきもので、客室乗務員にもパイロットと同様、乗務手当の保障をすべきとの声が出されています。

今後、各航空会社はコスト削減で収益改善を目指すことが考えられます。技量維持への不安や新人層の習熟のための特別訓練・事前訓練や非常時に特例として実施した勤務形態はやめること、精神的ストレスへの丁寧で迅速な対応など、ポストコロナへの特別な対策が必要となっています。

〈今月号の記事〉

いのちを守る緊急行動／第5回理事会概要報告…2面
 航空の安全：CA 労災認定・新基準で救済を ……3面
 各地・各団体 建交労／東京土建／
 労働総研／埼玉／労働法制中央連絡会／
 ビキニ労災支援する会……………4～6面
 過労死防止シンポ／私の一冊……………7面
 ILO／WHO共同報告「仕事関連死亡200万人」…8面

医療・社会保障を立て直せ！ いのちを守る緊急行動

「病院も保健所も手一杯。医師や看護師を増やし、命が守られる国にしてください。医療従事者の給与減はおかしい」（熊本・看護師・45歳）

これは、いのちを守る緊急行動（全労連、社保協、医団連）が、全国の加盟組織に呼びかけ、新型コロナウイルス感染拡大の第5波が広がるなか寄せられた7000通を超える「菅首相への手紙」の1つです。コロナ感染拡大のなかで、これまでに1万8千人の命が奪われました。医療崩壊で、病院に入院できずに亡くなった人は817人に上ります。

安倍・菅・岸田とコロナ禍のなかで首相は代りましたが、変わらないのは国民のいのちよりも、経済優先・オリパラ優先の姿勢です。挙句の果てには実際にはなりえない「自宅療養」「自宅病床」ということばまで持ち出し、いのちまでもが「自己責任」と言い始めました。岸田首相は、首相就任直後の演説や会見で「第6波に備えて、全国で11万人以上の自宅待機者があふれた第5波時に実際には使用されなかった『幽霊病床』が多く存在していること」を問題化し、このことの解消により、病床確保が可能になると言っています。

しかし、「幽霊病床」の多くは、稼働させたくてもスタッフが揃わず動かしようのないのが現実で、その原因はこれまで政府が進めてきた人員体制の縮小をはじめとした医療費削減政策そのものにあります。その姿勢は、先の通常国会で公立・公的病院の「統合・縮小計画」をコロナ禍のもとでも押し通し



たことをみても、何ら反省していないのは明らかです。10月14日には、「いのちを守る 医療・社会保障を立て直せ！ 10・14総行動」（主催：同実行委員会）が、日比谷野外音楽堂で行われました（写真）。参加者は、「いのちまもる」と書いたタオルを掲げ、医療・社会保障充実」をアピールしました。

いのちを守る緊急行動は、10月31日投開票の総選挙で、国民のいのちを最優先させる政治への転換を求めて運動を進めてきました。

この稿の執筆は投開票結果が出る前のため、選挙結果はわかりません。しかし、いかなる結果であったにしても、国民・労働者のいのちがないがしろにされることはおかしいことを訴え続け、国民・労働者とともにあらたな運動を進めていかなければならないと決意しているところです。

（全国センター 前田博史）

第5回理事会報告 第24回総会日程・代議員選出基準などを確認

10月6日、いの健全国センター第5回理事会を開催しました。出席者は27人でした。清岡副理事長を議長として進行しました。今回の理事会は、後半に「コロナ禍における働く人びとの健康権を守る」政策提言作成にむけてのワークショップを行う関係で、各団体・理事からの報告は文書報告としました。

第24回総会について以下を確認しました。①日時：12月8日（水）13：30～17：00（終了時間については議事運営などを検討の上再確認する。遅くとも17時には終了とする）。②オンラインを併用した会議とする。③代議員定数は昨年同様、会費口数と関係なく団体については1団体1代議員とする。④来賓あいさつなどではできるだけ文書でお願いする。⑤役員体制については現体制を基本に選出団体・個人に依頼する。⑥いの健賞については次回四

役会議で検討する。

運動方針案については、11月10日に臨時理事会を開催し、集中した議論を行うこととしました。

また、ドキュメンタリー「なくそう職業がん」のDVD製作にあたっての協力要請に対して、協力金（2万円）と宣伝等に協力していくことを確認しました。

（全国センター 岡村やよい）



発言する峠田理事長

大手航空会社のTさんの労災認定を

35年勤務の客室乗務員の過労死事案 審査請求

2019年1月、大手航空会社（A社）で客室乗務員（CA）として働いていたTさんがロサンゼルスからのフライト中に倒れ、羽田空港到着後、搬送中に亡くなりました。A社では2014～2020年に16人の客室乗務員が在職中に亡くなっています。中には、ニューヨーク線乗務後に現地で亡くなった人も複数、報告されています。

労基法に反する休憩のない国内勤務

Tさんの死亡の背景として、①休憩時間のない国内線フライト、②疲労のとれないロサンゼルス（LAX）の1泊4日パターンがほぼ毎月あったこと、③さらに過酷な6日連続勤務パターンが亡くなる2ヵ月前についたこと、④差別によるストレスの増大が考えられます。

①について。労基法では国内線と近距離国際線を乗務する客室乗務員にも休憩、またはみなし休憩（レスト）が必要であると解釈されています。（34条施行規則32条2項）。しかし、A社ではそのような休憩またはレストは就業規則にも明記されず、実態としてもほとんどとれていませんでした。Tさんは、この労基法に反する国内線乗務が毎月10日前後ありました。

「ロサンゼルス(LAX)1泊4日」勤務パターン

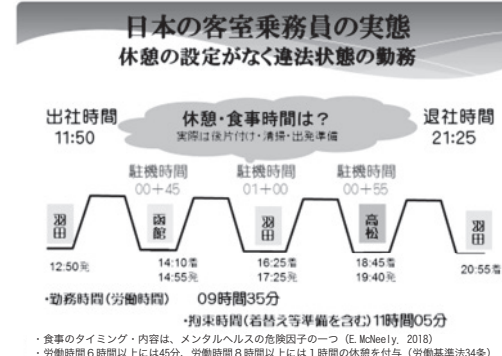
②のLAX1泊4日という勤務は、1日目の夜に羽田に出社しそのまま深夜業務をして、2日目の午前中（日本時間）にLAXにつき、わずか1泊で、3日目にまた、時差のある深夜長時間の乗務を行い、4日目の朝に帰国するパターンです。その後の休日は2日間のみであり、時差や疲労はとれません。Tさんは亡くなる前の6ヵ月間、この労働負荷の高いパターンがほぼ毎月ついていました。

③さらに、国内線を2日間フライトした後に続けてこの1泊4日を飛ぶという過酷な6日連続勤務にもついていました。

評価結果は毎日のフライトで公表

④について。また、A社では管理職の評価による格付で個々に乗務手当が決まるシステムとなっています。その評価内容は、例えば「お客様の心に残る笑顔の提供」「安心感や新鮮さを感じるサービスができる」など、どれも主観的な基準です。Tさんは、現在の労使協調路線の労働組合になる前の1990年に、職場要求を掲げて頑張る組合の役員をしていま

【第4回過労死防止学会での報告資料より：Cabin Crew Project（CCP）作成】



したが、その後昇格もされず、恣意的な評価のために機内での指揮順位が低く抑えられていました。しかも、その評価がすべて公表されるため、新人は目を付けられることを恐れ、会社に対する不満や意見が言えなくなります。Tさんのストレスは相当なものであったと推測されます。

2021年1月、Tさんの遺族は労災申請を行いました。しかし、当時の脳・心臓疾患の労災認定基準では、労働時間の長さのみが重視され不支給とされました。現在、審査請求中です。早朝勤務、時差を伴う不規則勤務、低酸素・低湿度などの特殊な環境で、感情労働を伴うストレスの多い業務等についての評価が必要です。改訂された認定基準による速やかな労災認定を求めます。

A社客室乗務員の平均勤続年数は6年半（2015年データ）。一方、B社は10年前後です。A社客室乗務員の在職死亡がB社に比べて多いのは、勤務とストレスによるものと判断せざるを得ません。A社では、コロナ前、年間数百名のCAが退職し、また数百名を採用するということが繰り返されていました。うつ病で休職しているCAも三桁に及んでいました。このように、CAが数年で退職してしまう現状は、まさに若い女性の使い捨てです。客室乗務員の働き方の改善がどうしても必要です。そしてそのことは空の安全に直結する課題です。

(NPO 法人 航空の安全・いのちと人権を守る会 宗光美千代)

前号訂正

1 ページ 左15行 高橋正也医師→高橋正也氏

2 ページ 左19行・右17行

猿田正樹氏→猿田正機氏

*おわびして訂正いたします。

各地・各団体のとりくみ

東京 建設 給付金制度の活用と改善を目指して

建設の現場では耐熱のため鉄骨にアスベストを吹付けており、その場所で多くの労働者が一緒に働いていました。アスベストは安価で耐久性に優れ、加工もしやすいことから奇跡の鉱物として建材に大量に使用されました。そのアスベストを現場で吸い込んだことが原因で中皮腫や肺癌、石綿肺などの病気を発症し、多くの人が苦しんでいます。長い潜伏期間を経て突然発症するため仕事を続けることが出来なくなり、たちまち生活が困窮してしまいます。

仕事によって発病した場合は職業病として労災請求ができます。病名によって認定基準は違いますが、病名を確認した上で職歴や現場の状況、当時の事業主や同僚に連絡が取れるか、事業主や一人親方の場合は労災保険に特別加入していたのか等を聴き取り、労災申請の援助をして来しました。

東京土建では、アスベストの危険性について早くから指摘し機関紙を使って組合員に知らせて来しました。本格的に職業病として申請を始めた2002年から累計で1000人を超える被災者とその家族の生活

を労災の給付で支えて来しました。

しかし、働き始めて数年で事業主や一人親方になる人が多く、約半数は労災保険の特別加入で認定されるという状況です。労働者として認定された場合は、その時の給与に近い水準で給付が受けられますが、特別加入の場合は、自分で保険料を決めるため、どうしても低い保険料を選ぶので低い補償を受け取ることになります。労災が認定されても生活は苦しいままなのです。

2008年に提訴した建設アスベスト訴訟は、13年の年月を経て最高裁判所で国と企業に勝利し、国による給付金制度を創設しました。来年の4月から受付がスタートします。東京土建ではリーフも作成しました (写真)。最終的にはアスベスト含有建材企業も含んだ補償基金制度を目指して、私たちの取り組みと闘いは続きます。(東京土建 高見京子)

建交労 名古屋高裁 再び断罪！
三井金属神岡鉱山じん肺・第2陣訴訟

9月16日、三井金属神岡鉱山じん肺第2陣訴訟の名古屋高裁判決は、被告の安全配慮義務違反を厳しく断罪し、原告の損害賠償請求をほぼ全面的に認めました (写真)。

この裁判は、岐阜県飛騨市にある神岡鉱山で働いた労働者や遺族が、三井金属鉱業らが粉じん対策を怠ったまま劣悪な環境で働かせたため、じん肺に罹患したとして損害賠償を求めたものです。

争点となったのは、安全配慮義務違反とじん肺被害の有無です。安全配慮義務違反について、同様の一審訴訟でも被告の責任を断罪した高裁判決が確定しており、二陣訴訟でも再び厳しく断罪されました。

一方、被害について、被告はCT画像によってじん肺管理区分決定を否定する主張を行いました。低濃度珪酸じん肺の病変は、微細で線維化が弱いという特徴があり、CTで捉えにくいじん肺です。被告側の意見書を書いたのは、中央じん肺診査医でした。じん肺法を最も遵守すべき立場にありながら、じん肺法上に位置づけのない、標準写真も作成されていないCTでじん肺罹患を否定したのです。残

念ながら一審訴訟では、原告の一部について管理区分決定を否定するという課題を残し、二陣訴訟の一審判決もそれを踏



襲していました。二陣訴訟では、係争中に亡くなった竹中さんの剖検結果を証拠として提出しました。被告がCTでじん肺を否定した竹中さんの肺には、じん肺病変が確認されました。

今回の判決では、管理区分決定の高度の信用性について正しく評価し、CT画像による管理区分の否定を行いませんでした。この判決でCTによるじん肺被害の切り捨ての流れに歯止めをかけることができたと思います。

じん肺被災者の救済のために、医学的な知見の積み重ねと先人の努力で創られたじん肺法を被災者、労働組合等が不断の努力で守り抜かねばならないことを痛感しました。全面解決までさらに奮闘していきます。(建交労 兼山美奈子)

各地・各団体のとりくみ

埼玉 「先生増えずにパソコン増える」 理事会 県立学校労安学習会

埼玉センターでは、理事会ごとにテーマを決め学習会を行っています。9月13日の理事会では「県立学校における労安体制のとりくみ」をテーマに、埼高教小沢道夫委員長が報告を行いました（写真）。

学校現場では精神疾患での休職が過去最多となっており、67.2%です（2019年調査）。教員が足りず、未配置・未補充が問題となり、産休、育休の代替が見つからないことさえあります。埼玉県は、神奈川県、愛知県、大阪府と並んで臨時教職員が非常に多い県です。

1972年に労働安全衛生法がスタートしましたが、学校現場は「学校保健法」の対象とされ、文科省（文部省）は労働安全衛生法を無視してきました。1995年に初めて国会答弁で適用が認められ、2005年に国会の付帯決議後、やっと全国的にひろがってきた状況です。

埼玉県では、1997年から全ての学校へ健康管理医（産業医）を設置する運動、1998年からは、職場に「衛生委員会」を設置する運動が行われてきました。男女別休養室の設置を求める運動も行なわれ、1998年は8.3%でしたが、現在はほぼ100%となっています。しかし、教室不足の特別支援学校では、休養室をつぶして教室にすることもあります。

県や国のすすめる「学校における働き方改革」は、人も予算もつけず、意識改革のみです。埼玉県では「N O会議デー」をつくったり、家族とのふれあいの時間をつくる「ふれあいデー」をつ



くったりしましたが、仕事を減らしているわけではなく、多くの教職員が「持ち帰り仕事」をするようになりました。労働組合は実効性のある「多忙化」対策を求めている、①教職員の健康を意識した働き方改革、②教職員の専門性をふまえた総業務量の削減、③教職員の負担軽減のための条件整備、④保護者や地域の理解と連携の促進の4つの方針を交渉して県に示させました。先生を増やし、35人学級を目指していますが、実態は「先生増えずにパソコン増える」（国は教職員を増やさず、教育のICT化をすすめている）という状況になってしまっています。

2019年度の衛生委員会開催状況は、高校で一校あたり年3.1回、特別支援学校で一校あたり年5.7回でした。労働組合として委員を選出することが難しく、校務分掌から選出となってしまうところもあります。コロナ禍で、教職員の健康が求められています。そのためお金をかける必要があり、命を大切にす社会にし、労使対等の衛生委員会の活動が求められます。

（埼玉センターニュースより）

労働総研 公開研究会を開催 労働時間健康問題共同研究会

労働時間健康問題共同研究会は、全国センター元顧問の渡部眞也氏の提起を受け、労働運動総合研究所（労働総研）の部会研究会として活動してきました。

これまで、研究所プロジェクト『提言：ダイセネットワークの実現への「労働時間短縮の課題と政策の基本」「心身の健康を守る」』と『現代日本の労働と貧困』の「働き方の貧困と労働時間健康問題」、それに季刊誌特集：『安倍「働き方改革」と労働時間規制の課題』で「生活から労働時間問題を考える」「ほんものの働き方改革と労働時間短縮」をまとめました。

現在の研究テーマは①コロナ禍における労働時間の動向と健康問題②安倍「働き改革」・「過労死防止法」・国際労働基準と労働時間・健康問題③青年労働者の過重労働と過労死・健康問題④「8時間働けばふつうに暮らせる社会」の労働時間と賃金・雇

用の働くルールです。12月3日には、この間の活動をふまえ、金属労働研究所時短研究会と共催、社会医学研究センターの協賛を得て公開研究会を開きます。日程は12月3日14時～16時半、会場は全労連会議室（zoom 併用）です。内容は、

I 部 日本の長時間労働 コロナ禍の働き方、過労死

1、「日本の長時間労働と課題」

鷲谷徹（中央大学名誉教授）

2、「コロナ禍の働き方と課題」

藤田実（桜美林大学教授・労働総研事務局長）

3、「日本で過労死をなくしてゆくために」

佐々木昭三（労働総研常任理事 社医研センター理事）

II 部 日本の労働時間短縮闘争

「日本で労働時間短縮闘争をすすめるために」

生熊茂実（金属労研代表）です。申し込みは労働総研 HP から（www.yuiyuidori.net/soken）。

（社医研センター 佐々木昭三）

各地・各団体のとりくみ

高 知

ビキニ被災は終わっていない

高知・労災訴訟

9月4日、ビキニ労災訴訟支援する会は高知県庁記者クラブにて、高松高裁に控訴していた2つ裁判の管轄について決定が出されたことから記者会見を行いました(写真)。決定の概要は、「損失補償請求については東京地裁への移送を認めない。つまり損失補償請求については高知地裁で行う」、「取消し請求については東京地裁で行う」としたものです。

2020年3月30日に行政処分取消し請求訴訟と損失補償請求訴訟を併合して高知地裁に提訴しましたが実質審理が行われないまま、裁判の管轄をめぐる1年半近く経過していました。

高知地裁に2つの訴訟を併合しての提訴後、同年7月30日に第1回の口頭弁論が開かれ原告2人が意見陳述。ところが同年9月に、全国健康保険協会と国は「損失補償と取消し請求の併合は認められない」との意見書を提出したのです。

2021年1月、支援する会は全国に支援を呼びかけ、高知地裁に対して「高知地裁で審理を求める」要望書(署名7812筆)を、全国保険協会に対しては「高知地裁での審理に応訴することを求める」要望書(署名10018筆)を提出。しかし、同年3月26

日、高知地裁は東京地裁への移送を決定しました。原告と弁護団は高松高裁に「2本の請求は深い関連性があり移送すべきでない」との立場から即時抗告しました。

そして、8月31日付で高松高裁の抗告決定通知書が、南弁護団長のところに送られてきました。その概要は、①損失補償請求については東京地裁への移送を認めない。高知地裁にて審理する。②全国健康保険協会への行政取消請求については東京地裁に移送するというものでした。これから、高知地裁と東京地裁とで裁判のたたかいが本格的に始まることとなります。

広島高裁の「黒い雨」判決は「内部被ばく」を認め、これを否定する側には証明を求めるという内容で、私たちに大きな勇気と展望を与えてくれました。ビキニ核被災者の一刻も早い救済は、長崎の原爆被爆者、福島核被災者の救済に連動する運動と深くつながり、核被災者を救済する道を拓いていくと確信しています。(高知 支援する会)



中 連

全国から198人参加

労働・生活相談スキルアップセミナー

労働法制中央連絡会は、9月24日、第1回労働・生活相談スキルアップセミナーを開催しました。このセミナーは、多様化・深刻化している相談に対して対応の力量をあげることを目的に、継続して取り組む予定になっています。第1回は、相談数も多く多様な問題を含んでいる「パワハラ相談にどうこたえるか」をテーマとしました。

メイン講師は、全労働副執行委員長の南和樹さん。「改正法におけるパワハラ防止措置と行政の対応について」をテーマに報告しました。昨年6月に実施された改正総合対策推進法(パワハラ防止法)では、初めてパワハラ防止対策が法制化され、パワハラの定義、事業者の対策義務化が行われました。労働行政はまずそのパワハラ防止法に規定するパワハラの有無、事業者の措置義務状況などを確認し、個別の事案について対応を決めていくことになりました。南さんは相談時の特徴として、「パワハラの相談としながら実は解雇や懲戒処分など個別労働紛争

解決にあたる事例があること」「会社がパワハラを認めないケースが多いこと」などを挙げ、難しい事案について、ともに考えていきたいとしました。



特別報告は、JMITU 東京地本西部地協事務局次長の杉本正巳さんが「パワハラ相談への具体的対応について」として労働組合が取り組んだ3つのケースを報告しました。労使関係が確立しているケース、相談により労働組合加入通知と団交を要求したケースなどいずれも改善を勝ちとった報告でした。

他に今村幸次郎弁護士(写真)から、「パワハラにあたるか否か」「法的請求の対象になるか」相当性、請求内容などの検討にあたって、判決事例に基づいて解説が行われました。

オンラインを中心として企画で、全国から198人が参加しました。(全国センター 岡村やよい)

2021年度 過労死等防止対策推進シンポジウム開催予定一覧 *時間は開始時間

北海道	11月1日(月)13:30	ホテルポールスター札幌 ポールスターホール	三 重	11月30日(火)13:30	ヒルホテル サンピア伊賀 白鳳の間
青 森	11月24日(火)18:00	ハートピアローフク 大会議室	滋 賀	10月25日(月)13:30	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール B1F 小ホール
岩 手	11月22日(月)13:30	岩手教育会館 2階 多目的ホール	京 都	11月20日(土)13:30	池坊短期大学 洗心館 B1F こころホール
宮 城	11月15日(月)13:30	エル・パーク仙台 5階セミナーホール	大 坂	11月15日(月)14:00	コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3
秋 田	11月29日(月)13:30	秋田市にぎわい交流館AU(あう) 多目的ホール	兵 庫	11月19日(金)13:00	神戸市産業振興センター ハーバーホール
山 形	12月3日(金)13:30	山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング 4階 中会議室	奈 良	11月16日(火)13:30	奈良県文化会館 小ホール
福 島	11月26日(金)13:30	キョウワグループ・テルサホール(福島テルサ) 3階 あぶくま	和歌山	12月2日(火)13:30	和歌山ビッグ愛 展示ホール
茨 城	11月18日(火)13:30	つくば国際会議場 多目的ホール	鳥 取	11月18日(火)13:30	とりぎん文化会館 第1会議室
栃 木	11月15日(月)14:00	栃木県教育会館 5階小ホール	島 根	11月19日(金)13:30	安来市総合文化ホール アルテピア 小ホール
群 馬	11月11日(木)13:30	ビエント高崎 6階 602号室	岡 山	11月25日(木)14:00	岡山国際交流センター 2F 国際会議場
埼 玉	11月19日(金)14:00	ソニックシティビル棟4階 市民ホール	広 島	11月2日(火)14:00	広島YMCA 国際文化センター本館B1F 国際文化ホール
千 葉	11月5日(金)14:00	千葉市生涯学習センター 2階ホール	山 口	11月24日(火)13:30	山口県教育会館 ホール
東京(中央)	11月10日(火)14:00	イイノホール	徳 島	11月18日(火)13:00	徳島大学 地域連携プラザ 2F 地域連携大ホール(けやきホール)
東京(立川)	11月9日(火)17:30	ホテルエミシア東京立川 サンマルコグランデ	香 川	11月1日(月)14:00	かがわ国際会議場
神奈川	11月1日(月)13:30	日石横浜ホール	愛 媛	11月18日(火)12:40	愛媛大学 総合教育棟1 大講義室
新 潟	12月2日(木)14:00	朱鷺メッセ 中会議室201	高 知	11月22日(月)13:30	ちよテラホール
富 山	11月24日(火)13:30	ボルファートとやま 琥珀の間	福 岡	11月5日(金)15:00	オリエンタルホテル福岡 ヤマカサ
石 川	10月28日(火)13:30	金沢商工会議所 ホール	佐 賀	11月29日(月)18:30	佐賀県教育会館 大会議室
福 井	10月27日(火)13:30	福井県国際交流会館3F 特別会議室	長 崎	11月26日(金)18:30	NBC 別館 1F メディア・ワン
山 梨	11月25日(火)18:30	ベルクラシック甲府エリザベート	熊 本	11月30日(火)13:30	熊本テルサ たい樹 (南2/3)
長 野	11月9日(火)13:30	J A長野県ビル 12階B会議室	大 分	11月1日(月)14:00	全労済ソレイユ カトレア 7階
岐 阜	11月29日(月)13:30	長良川国際会議場 大会議室	宮 崎	11月2日(火)18:00	宮日会館 大ホール
静 岡	11月4日(木)13:30	静岡市民文化会館 大会議室	鹿児島	12月3日(金)13:30	TKP ガーデンシティ鹿児島中央3F 薩摩ホール
愛 知	11月8日(月)13:30	名古屋市中企業振興会館7F メインホール	沖 縄	12月8日(火)15:00	那覇市ぶんかテンブス館 テンブスホール

私の一冊 ⑬ 広島センター 門田勇人 『檻の中のライオン』

ライオンが私たちに噛みついたりしないように、ライオンには檻(おり)の中にいてもらいます。いくらライオンが偉くても、檻から出てはいけません。

この本は、広島の大樹(はんどう・だいき)弁護士が2016年に書かれた憲法入門書で、「憲法がわかる46のおはなし」に分かれており、国家権力をライオンに、憲法を檻に例えて憲法を分かりやすく解説しています。全編ふりがな、イラスト付で、「小中学生に読んでほしい」と、全国各地での人形を使いながらの講演活動は500回を超えています。

森友・加計問題、日本学術会議の人事介入など、国家権力にとって不都合な文書の破棄・改ざん・捏造が行われている今こそ、私たちは憲法のことを知る必要があります。

現在9月27日、自民党総裁選挙が真っ盛りで、4人の候補者はともに憲法改正を声高に叫んでいます。大樹さんはこの本のエピローグでこう結んでいます。

「今、わが国の檻には、改修しなければ私たちが困るようなほころびは生じているのでしょうか？どんな檻にするのかを、ライオンに任せてしまっただいじょうぶですか？ライオンにとって都合のいい檻になってしまったら大変です。どんな檻がよいのかは、主権者である私たちが決めることです」

もうすぐ衆議院選挙。将来主権者になる子どもたちと一緒に読んでいただきたい一冊です。



大樹 著 かもがわ出版

仕事に関連した原因で亡くなる人は毎年約200万人

ILO/WHO 共同報告を発表

9月17日、ILOと世界保健機構（WHO）は、初の共同報告書を発表しました。そこでは、業務関連の疾病が原因で死亡した人の数を190万人（2016年）と推計しています。

5年にわたる2つの国際機関の協力を経てまとめられた『WHO/ILO joint estimates of the work-related burden of disease and injury, 2000-2016: Global monitoring report（業務関連傷病負荷のWHO/ILO共同推計（2000-2016：グローバル・モニタリング報告・英語）と題する報告書は、この死亡者の大半が呼吸器疾患と心臓・血管疾患によるものとしています。死亡原因の81%が非感染性疾患であり、慢性閉塞性肺疾患（45万人）、脳卒中（40万人）、虚血性心疾患（35万人）が上位を占め、職業上の負傷も全体の19%（36万人）を占めています。

長時間労働や職場における空気汚染、喘息原因物質、発がん性物質、人間工学上の因子、騒音へのばく露などといった19の職業性リスク因子を検討し、日本でも9,000人以上、世界全体では75万人に近い死亡者が、長時間労働を重要なリスク因子としていたといいます。

新型コロナウイルス感染症で新たな局面も

業務関連の死亡者は、日本では2016年に約3万8000人に達していますが、世界的には不均衡に多いのは東南アジアと西太平洋であり、性別では男性、年齢層では54歳超の死亡者が多くなっています。また、今回の報告書では、他の複数の職業リスク因子による健康損失の数量化が進んでいないため、業務関連疾病負荷の合計は今回の数値を大幅に上回ることにも注意喚起が行われています。新型コロナウイルスの世界的大流行の影響も、今後の推計で新たな局面を追加することになると考えられます。

